

豊後大野市介護保険事業者等事故報告取扱要綱

第1 目的

介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業及び介護予防支援事業を行う者(以下「事業者」という。)による介護サービス提供並びに介護保険施設及び有料老人ホームにおいて事故が発生した場合に、事業者が遅滞なく豊後大野市(以下「市」という。)にその状況を報告し、事故の速やかな解決及び再発防止を図るために、報告の事務手続きについて定めることを目的とする。

第2 報告の対象となる利用者

事業者が、この告示により市へ報告すべき事故の対象となる利用者及び入所者(以下「利用者」という。)は次のとおりとする。

- (1) 豊後大野市の介護保険被保険者(住所地特例により、サービスの提供を受ける市の被保険者である者を含む。)
- (2) 前号以外の者で豊後大野市内にある地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業のサービス利用者

第3 事故の範囲

事業者が市に報告すべき事故の範囲は、次に掲げるとおりとする。なお、事故についての事業者側の責任や過失の有無に問わず報告するものとする。

- (1) サービスの提供による利用者のけが又は死亡事故等
- (2) 医療機関による治療等を必要としたとき
- (3) 食中毒及び感染症等が疑われる状況が生じたとき及び発生したとき
- (4) 失踪
- (5) 職員等の法令違反及び不祥事が発生したとき
- (6) その他市に報告する必要があると認められるとき

第4 報告手順

報告の手順は、次のとおりとする。

- 1 事業者は、事故発生時の第一報として事故報告書(様式第1号)により、市へ遅くとも5日以内に報告するものとする。
- 2 事業者は、状況の変化等必要に応じて事故報告書(様式第1号)により、市へ報告するものとする。
- 3 事業者は、当該事故対応が終了したときは、事故報告書(様式第1号)を遅滞なく市へ報告するものとする。

第5 市の対応等

市は、報告を受けた事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行うものとする。

第6 県知事への報告等

市は第4により報告された事故のうち必要と認めた場合、その旨を大分県知事へ報告を行うものとする。

第7 他機関への情報提供

市は、その他の関係機関における対応が必要と認めた場合、必要な関係機関に情報提供を行うものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、事故報告取扱に関し必要な事項は、高齢者福祉課長が別に定める。

附 則(平成19年11月29日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成21年8月31日決裁)

この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 30 日決裁)

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和3年11月 10 日決裁)

この要綱は、令和3年 11 月 11 日から施行する。